

〈ひろしん〉 ウェルカム定期預金 3

(令和8年7月1日現在)

1. 商品名	○ウェルカム定期預金 3
2. 販売対象	○個人または個人事業主
3. 取扱期間	○令和8年7月1日～令和8年9月30日 ※お取扱い期間中であっても、募集総額100億円に達した場合、お取扱いを終了させていただきます。
4. 期 間	○2年（元金継続または元利金継続による自動継続のみの取扱い）
5. 預 入	
(1) 預入方法	○窓口のみ ○取扱期間内で一括預入
(2) 預入金額	○新規で1口あたり10万円以上1,000万円未満 ※取扱期間中に、現金・お振込・ATMでの入金等により当金庫に預入した資金が対象です。 ※現在当金庫に預入いただいている預金からの振替は対象外となります。 ※お一人さまあたりの預入金額に上限はございません。
(3) 預入単位	○1円単位
6. 払戻方法	○満期日以後に一括して払戻します。
7. 利 息	
(1) 適用金利	○固定金利 ○1.00%（年利）を初回満期日まで適用します。 ○自動継続後の利率は、預入期間に応じた継続日におけるスーパー定期の店頭表示の利率を適用します。 ※当初預入金額が300万円未満の場合、スーパー定期の300万円未満の店頭表示利率を基準とします。 ※当初預入金額が300万円以上の場合、スーパー定期の300万円以上の店頭表示利率を基準とします。
(2) 利払方法	○預入日から1年目の応当日に中間利払い（約定利率×70% 小数点第4位以下切捨て）および満期日以後に分割して支払います。
(3) 計算方法	○付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。
8. 税 金	○利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優を利用の場合は除きます。） ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
9. 手数料	—————
10. 付加できる特約事項	○マル優の取扱いができます。 ○「総合口座」の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率。） ○預入形態は、預入形式：証書式・通帳式・総合口座とします。

11. 中途解約時の取扱い	<p>○解約日における普通預金利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。</p> <p>なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6ヵ月未満：解約日における普通預金利率 ・ 6ヵ月以上1年未満：約定利率×50% ・ 1年以上2年未満：約定利率×70%
12. 金利情報の入手方法	○店頭表示利率は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
13. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店またはリスク統括部お客様相談室（9時～17時、フリーダイヤル0120-323-023）にお申し出ください。</p> <p>○紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク統括部お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
14. その他参考となる事項	<p>○預金保険制度の付保対象預金です。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）</p> <p>○市場情勢によりキャンペーン期間中であっても予告なくお取扱いを終了させていただく場合がございます。</p>